

日本代表選手行動規範

【趣 旨】

日本代表選手が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献（(財)日本水泳連盟「競技者資格規定」第1条（スポーツマンシップ））するために、日本の競技者の代表としての誇りと自覚と責任を持って、明朗闊達に行動し、ひいては水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

【規範の遵守と内容】

日本代表選手は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 日本代表チームの活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし、監督もしくはヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
2. 日本代表チームの活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
3. (財)日本水泳連盟及び(財)日本オリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったとき、指定の衣服等を着用する。
4. 違法行為または日本代表選手の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。
5. 意図的な身体装飾（茶髪、ピアス、刺青（タトゥー）、華美なネイルアート等）は禁止する。
6. 日本代表チームとしての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙は禁止する。また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。
7. 日本代表チームとしての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行う。
8. その他、日本代表チームの監督もしくはヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守する。

【違反選手に対する処分】

1. 日本代表選手が、前記の行動規範に違反し、かつ(財)日本水泳連盟競技者資格規程第7条（違反競技者に対する処分）の各項の一つに該当すると認められたときは、同第8条、第9条に基づき、理事会の決定により処分を受ける。
2. 第1項に定める他、監督もしくはヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて(財)日本水泳連盟強化担当常務理事もしくは担当委員長は、次の処分を行うことができる。
 - (1) 日本代表チームの活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させること。
 - (2) 日本代表チームから除外すること。
 - (3) その他、違反の程度に従った処分。
3. 第1項、第2項の処分に際して、それぞれ理事会、強化担当常務理事並びに担当委員長は、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分に対する不服の申し立てについては、競技者資格規程第10条に準ずる。

【附 則】

本規範は、平成22（2010）年4月1日より実施、施行する。

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

公益財団法人 日本水泳連盟

I 宣伝・広告の媒体について

本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技場の「アリーナ」内で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのマークなどについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

1 ついていてもよいもの

- (1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称やマーク。
- (2) 国旗・国または地域の名称（自国でなくてもよい）、都道府県や市町村の名称やマーク。
- (3) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (4) 水着・ウェア等のメーカーロゴ・マーク。
- (5) 事前に届出承認がされている、スポンサーロゴ。

2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ（サイズ）は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。

マークの種類／用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	その他のものについてよい大きさと数
自分の氏名、エントリーした所属の名称・マーク、国旗・国または地域等の名称やマーク、公式・公認競技会のマークや本連盟が認めたもの	競泳は50cm ² 以内で1カ所。 競泳以外の競技は大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。
メーカーのロゴ・マーク	メーカーロゴまたはマークは30cm ² 以内で1カ所。（注1）	メーカーロゴは40cm ² 以内で1カ所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてもよい。	メーカーロゴは20cm ² 以内で1カ所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてもよい。
事前承認されたスポンサーロゴ	30cm ² 以内で1カ所。	40cm ² 以内で1カ所。	20cm ² 以内で1カ所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらの商標名は相互に隣接して置くことはできない。

II 国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

日本水泳連盟並びに加盟団体が主催する競技会（公式競技会）と公認された競技会（公認競技会）の競泳競技において、着用できる水着は下記の通りです。

1 FINAの公認した水着を着用すること。

※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、本連盟のランキングにも反映されません。

2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止する。

3 水着へのテーピングおよび2次加工は禁止する。

※水着の重ね着、水着へのテーピングおよび2次加工の規定に違反した場合は失格となります。

